

## 島根県営繕工事における快適トイレ設置要領

### 1. 目的

本要領は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、現場従事者が快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

### 2. 対象工事

島根県総務部が発注する建設工事のうち、発注者が快適トイレの設置が適当であると認めた工事で、受注者から快適トイレの設置希望の協議があった工事を対象とする。

### 3. 快適トイレの仕様

本要領における快適トイレは、以下の（１）～（１１）の仕様を満たすものとする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。）

#### 【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場）

#### 4. 実施方法

- (1) 発注者は、入札公告（指名通知）及び現場説明書において、「島根県営繕工事における快適トイレ設置要領対象工事」である旨を記載するものとする。
- (2) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、工事着手前に、3.(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレであることを示す書類（見積書、仕様書、カタログ等）を工事打合簿に添付し、規格、基数等の詳細について発注者と協議するものとする。
- (3) 受注者は、快適トイレの設置を希望しない場合は、設置しない理由を明らかにした上で、工事着手前に発注者に通知するものとする。
- (4) 受注者は、設置費用（リース料）確定後、速やかに設置した快適トイレの写真、本要領の仕様を満たすことを示す書類及び費用の内訳が分かる取引書類を監督職員に提出するものとする。

#### 5. 積算方法

- (1) 快適トイレの費用は、設計変更で共通仮設費に積み上げ計上する。ただし、当初設計額の共通仮設費の率分として従来品相当分は計上されていることから、積算時には「積算上の差額（実際にかかった費用－従来品相当額10,000円/基・月）」を計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000円/基・月を上限に積算上の差額を計上するものとし、男女別に1基ずつ計2基（102,000円/2基・月）まで計上できるものとする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限として計上できるものとする。
- (4) 運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、1工事当たり2基を超えて設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

#### 【具体的な積算方法】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用70,000円/基・月の場合（積算上の差額60,000円）  
積算で計上する費用：51,000円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用40,000円/基・月の場合（積算上の差額30,000円）  
積算で計上する費用：30,000円/基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス100,000円/基・月の場合（積算上の差額90,000円）  
積算で計上する費用：90,000円/基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス200,000円/基・月の場合（積算上の差額190,000円）  
積算で計上する費用：102,000円/基・月

## 6. その他

- (1) 快適トイレの手配が困難の場合は、発注者と協議の上、本要領の対象外とする。
- (2) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者協議により定めるものとする。

## 附則

### (施行期日)

本要領は、令和8年3月17日以降に入札公告及び指名通知を行う営繕工事に適用する。

## ■現場説明書記載例

### 27. 快適トイレの設置

本工事は、『島根県営繕工事における快適トイレ設置要領』に基づく、快適トイレ設置工事であり、設置を希望する受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。）

#### 【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場）

- ・受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、工事着手前に、（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレであることを示す書類（見積書、仕様書、カタログ等）を工事打合簿に添付し、規格、基数等の詳細について発注者と協議するものとする。
- ・受注者は、快適トイレの設置を希望しない場合は、設置しない理由を明らかにした上で、工事着手前に発注者に通知するものとする。
- ・受注者は、設置費用（リース料）確定後、速やかに設置した快適トイレの写真、本要領の仕様を満たすことを示す書類及び費用の内訳が分かる取引書類を監督職員に提出するものとする。